

# 入学料免除・徴収猶予申請のしおり

## ～2024年度4月入学者向け～

### == 概要 ==

#### 1. 制度概要

- ・入学料免除：入学料の「全額」又は「半額」が免除される制度
- ・入学料徴収猶予：入学料の支払期限を一定期日まで猶予できる制度

※ 上記いずれか一方の制度に申請いただけます。(但し、学部生は入学料徴収猶予のみ申請可)

※ 両制度で選考基準が異なります。入学料免除申請者が入学料徴収猶予の基準を満たす場合で、入学料の全部又は一部の支払いが発生した際は、入学料徴収猶予を許可します。

※ 本学は学部入学者の入学料免除を日本学生支援機構 給付奨学金(入学料・授業料減免含む)に一本化しているため、**学部入学者は本学独自の入学料免除に申請できません**。学部入学者はまず給付奨学金制度の利用をご検討ください。詳細は学生総合支援センターの[ホームページ](#)をご参照ください。

#### 2. 対象者

以下の①～③すべてに該当する者

- ① 2024年度4月に本学の学部又は大学院に入学の者 ※非正規生は除く
- ② 日本人及び在留資格が「留学」以外の外国人(私費外国人留学生以外の者)
- ③ 本学の定める家計基準を満たす者

※ 入学料を納付済み場合は申請できません。

※ 私費外国人留学生は留学生用の申請のしおりをご確認ください。

※ 入学料免除は、本学が定める基準を満たす申請者の中から予算の範囲内で選考のうえ、免除者を決定します。

#### 3. 申請方法・申請期間

##### **STEP1**：入学手続き時に「入学料免除・徴収猶予願」を入試事務室に提出

※ 入学料免除・徴収猶予願の提出については、入学手続き書類に同封されている案内でご確認ください。

本しおりはSTEP2の手続きについてまとめています。

##### **STEP2**：キャンパス情報システム(学内ポータルサイト)にて家計状況等を入力し、家計調書等の必要書類を所属キャンパスの提出先に提出

**入力期間：2024年4月2日<sup>火</sup> ～ 4月26日<sup>金</sup>**

**提出期間：2024年4月22日<sup>月</sup> ～ 4月26日<sup>金</sup>【厳守】**

※ キャンパス情報システムへのログインには、入学時に配付するアカウント通知書が必要です。

※ 書類を期日までに提出できない場合や入学辞退する場合は直ちに入学料を納付していただきます。

# 1. 入学料免除・徴収猶予の制度について

## ★入学料免除・徴収猶予の基準（私費外国人留学生以外）

以下のいずれかの事由に該当し、家計基準を満たす者を対象とする。学力基準は入学をもって「適」とします。

申請事由	事由詳細 (※1)	家計基準	免除額・猶予期限
1.経済的理由	経済的理由により入学料の支払いが困難	家計評価額(※4)が 免除：100万円以下 猶予：400万円以下	免除：入学料額の全額又は半額 猶予：2024年9月30日
2.生計維持者死亡	事由期間(※2)内に生計維持者が死亡し入学料の支払いが困難		
3.災害	事由期間(※2)内に災害で半壊・床上浸水以上の被害を受け入学料の支払いが困難	課さない	
4.特例災害	指定災害(※3)で半壊・床上浸水以上の被害を受け入学料の支払いが困難	課さない	

※1 **事由詳細**：上表には免除申請の場合の事由詳細を記載しています。徴収猶予申請の場合は、「入学料の支払いが困難」を「納付期限までに入学料の支払いが困難」と読み替えてください。

※2 **事由期間**：基準日（4月入学：4月1日、10月入学：10月1日）前1年以内

※3 **指定災害**：「東日本大震災（2011年3月11日）」、「熊本地震（2016年4月14日）」、「2018年5～7月豪雨」、「北海道胆振東部地震（2018年9月6日）」、「2019年8～9月豪雨」、「2019年台風19号」及び「**2024年能登半島地震**」

※4 **家計評価額**：本人及び生計維持者2名（原則、父母）の「合計所得金額」と「所得控除合計」の差の合計額

家計評価額 = {合計所得金額(本人) - 所得控除合計(本人)} + {合計所得金額(父) - 所得控除合計(父)} + {合計所得金額(母) - 所得控除合計(母)}

\* 合計所得金額と所得控除合計は1,000円未満を切り捨てた金額を使用する

\* {合計所得金額 - 所得控除合計}の値がマイナスの場合は0円とする

	合計所得金額 [円]	所得控除合計 [円]
本人	0	430,000
父	3,168,250	1,956,933
母	1,253,123	562,580

(例)

本人：0 - 430,000 = 0

父：3,168,000 - 1,956,000 = 1,212,000

母：1,253,000 - 562,000 = 691,000

家計評価額 = 0 + 1,212,000 + 691,000 = **1,903,000円**

## ☆補足

- ・ 家計評価額100万円は、給与収入換算で450万円程度（目安）、家計評価額400万円は、給与収入換算で900万円程度（目安）です。所得控除の種類や金額によって変動します。
- ・ 入学料免除は、本学が定める基準を満たす申請者の中から予算の範囲内で選考のうえ、免除者を決定します。
- ・ 入学料免除申請者が入学料徴収猶予の基準を満たす場合で、入学料の全部又は一部の支払いが発生した際は、入学料徴収猶予を許可します。

# 2. 申請方法

## STEP1

## 提出期間：入学手続期間（入学料納付期間）

▼ 提出書類一覧 ▼ 次の書類を他の入学手続書類と一緒に、該当の入試事務室に提出

入学料免除・徴収猶予願

様式は学生総合支援センターのホームページからダウンロードしてください。

※入学料の納付はしないでください。本願が入学料納付確認書(A票)の代わりになります。

## STEP2

## 家計調書の入力および申請書類の提出

①

**入力期間：2024年4月2日(火)～4月26日(金)**

「家計調書」を入力し、提出の準備をしてください。

▶入力時に本人+生計維持者の「令和5年度(令和4年分)所得・課税・控除証明書」を準備  
生計維持者は収入の有無や多寡にかかわらず原則父母2名です。(詳細はp.3を参照)

▶キャンパス情報システムにて家計調書を入力し、印刷のうえ署名してください。

入力期間内に学内ポータルサイト ACSU の「キャンパス情報システム」にて入力し、「登録する(家計調書は次の画面で印刷)」ボタンを押してください。入力時の注意点については p.6 を参照してください。受付完了画面で家計調書を A4 で印刷し、本人署名欄に署名してください。

②

**提出期間：2024年4月22日(月)～4月26日(金)**

▼ 申請書類一覧 ▼ 次の書類を揃えて所属キャンパス提出先へ提出してください。(p.10 参照)

全 員 提 出	<input type="checkbox"/> 家計調書	キャンパス情報システムにて入力した「家計調書」を印刷し、申請者本人(学生)が署名したもの。
	<input type="checkbox"/> 住民票 (発行から3か月以内のもの)	『この写しは世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する』と記載されている住民票。 ※ 生計維持者以外の方(申請者本人や兄弟姉妹、祖父母等)で住民票を移動・分離させている場合、その分の住民票の提出は不要。但し、p.3記載の『独立生計者』として申請する場合は、申請者本人(+配偶者)が記載されたものを提出してください。
	<input type="checkbox"/> 令和5年度(令和4年分) 所得・課税・控除証明書 〔本人+生計維持者〕 (原則、父母2名)	収入の有無や多寡にかかわらず、本人及び生計維持者(原則父母2名)の証明書。名称・様式は市区町村により異なります。(p.5を参照) ※ 免除願作成には「所得控除合計」の金額が必要です。この金額が所得・課税・控除証明書に記載されていない場合は、記載された証明書が発行できないか自治体にご確認ください。不可の場合は、所得控除合計の計算が必要な場合があります。(p.7を参照) ※ 原則、本証明書は2023年1月1日時点で住民票のあった自治体で発行されます。但し、住民票住所と実住所が異なる場合で、2023年に住民税が課税された方は、住民税を支払った自治体で発行されます。 ※ 海外在住等で発行不可の場合は職場等が発行する収入に関する証明書等を提出していただきます。事前に窓口にご相談ください。
	<input type="checkbox"/> 生計維持者に係る証明書	提出書類は次ページを参照。 次ページの②～⑩に該当する場合、該当する書類を提出。

### ● 申請事由が「生計維持者死亡」の場合

<input type="checkbox"/> 戸籍謄本のコピー	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)が必要です。戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)ではありません。
<input type="checkbox"/> 【様式C】所得・控除計算書 (生計維持者死亡用)	扶養人数等の確認のため提出が必要です。 ※ 両親ともに死別した場合は、事前に窓口にご相談ください。

### ● 申請事由が「災害」又は「特例災害」の場合

<input type="checkbox"/> り災証明書のコピー	半壊・床上浸水以上のもの。申請期限までに発行が間に合わない場合は、書類提出時に申請窓口へ申し出てください。
------------------------------------	---

**生計維持者に係る証明書類**

※生計維持者を父と母の2名とする場合は提出不要

**生計維持者は原則父母の2名です。収入の有無や多寡、支援の有無等にはよりません。**

但し、次の②～⑩に該当する場合のみ、生計維持者の人数や人物を以下のとおりとします。該当する場合は証明書類を提出してください。生計維持者の判断に迷う場合は事前に授業料免除窓口にご相談ください。

**(1) 父母(2名)を生計維持者とするケース【原則、このケース】**

	要件	提出書類	生計維持者
①	父母がいる ※離婚後(又は死別後)父又は母が再婚(事実婚含む)した場合を含む	なし	父・母 (2名)

**(2) 父又は母のいずれか(1名)を生計維持者とするケース**

	要件	提出書類	生計維持者
②	父又は母と生別又は死別している	<input type="checkbox"/> 「戸籍謄本」や「児童扶養手当受給者証」のコピー等 ※「所得・課税・控除証明書」で寡婦・ひとり親の該当が確認できる場合は提出不要です	父又は母 (1名)
③	父母が離婚調停中かつ別居中で、別生計となっている	<input type="checkbox"/> 裁判所による「係属証明書」や弁護士による「報告書」のコピー等	
④	父母が家庭内暴力(DV)による別居中で、別生計となっている	<input type="checkbox"/> 自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明」のコピー等	
⑤	父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない	<input type="checkbox"/> 「行方不明者届受理証明書」や「診断書」のコピー等	

※父母が③、④以外の理由で別居しているだけでは生計維持者を1人とすることはできません

**(3) 父母以外の者(1名)を生計維持者とするケース**

	要件	提出書類	生計維持者
⑥	父母と死別し、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている	<input type="checkbox"/> 「戸籍謄本」や「行方不明者届受理証明」、「診断書」のコピー等で事情を証明できる書類	主たる支援者 (1名)
⑦	父母が生死不明、意識不明、精神疾患等により、意思疎通ができないため、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている		

**(4) 学生本人を『独立生計者』とするケース(生計維持者なし)**

	要件	提出書類
⑧	申請者本人が、以下の要件をすべて満たす場合 1)原則大学院生 2)所得税法上、父母の扶養親族でない者 3)父母と別居しており、経済的支援を一切受けていない者 4)本人(又はその配偶者)の家計評価年(前期:前々年、後期:前年)の収入が年間124万円以上あり、所得の申告をしている者※ 5)本人(又はその配偶者)が、国民健康保険の世帯主の者、又は健康保険の被保険者の者 ※日本学術振興会の特別研究員に採用されている場合やこれに類する制度で同等の奨励金を受けている場合は4)を満たすとみなす(一般的な奨学金は対象外)	<input type="checkbox"/> 【全員提出】申請者本人(およびその配偶者)の「健康保険証」のコピー ※状況に応じて、以下の書類を別途請求する場合があります <input type="checkbox"/> 父母等から支援を受けていないことの申立書 <input type="checkbox"/> 父母の住民票 <input type="checkbox"/> 父母の所得・課税・控除証明書 ▼配偶者がいる場合(該当者のみ) <input type="checkbox"/> 配偶者の「令和5年度(令和4年分)所得・課税・控除証明書」※配偶者の所得等を加味し判定を行います ▼日本学術振興会の特別研究員等の場合(該当者のみ) <input type="checkbox"/> 「日本学術振興会特別研究員(又はこれに類する制度)の決定通知」のコピー
⑨	社会的養護を必要とし、18歳となるまで以下の施設等に入所して(又は養育されて)いた ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設) ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム) ・小規模住居型自動養育事業(ファミリーホーム)で養育 ・里親に養育	<input type="checkbox"/> 入所証明書等のコピー(任意様式) ※申請学期毎に提出が必要ですが、証明書自体は同じものでよいので、原本を無くさずに保管しておいてください(学期毎に新たに発行する必要はありません)
⑩	父母と死別し(又は生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず)、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を一切受けていない	<input type="checkbox"/> 「戸籍謄本」や「行方不明者届受理証明」、「診断書」のコピー等で事情を証明できる書類 <input type="checkbox"/> 事情書(任意様式)
⑪	父母からの家庭内暴力(DV)により、保護施設等で保護等されている(いた)場合で、父母と別居している	<input type="checkbox"/> 事情書(任意様式) ※状況に応じて、別途公的機関による証明書を請求いたします。

## ★ 任意の提出書類

### 家計急変申告書（学生総合支援センターホームページから様式をダウンロード） + 証明書類

以下の事由に該当する場合は、家計急変申告書に加えて別途証明書類を提出することで、家計急変後の収入等を考慮します。

	事 由	提 出 書 類
①	基準日（4月入学：4月1日、10月入学：10月1日）において、申請者本人又は生計維持者の一方（又は両方）が <b>事故又は病気</b> により、 <b>半年以上</b> 、就労が困難な状態にある	<input type="checkbox"/> 【様式 A】家計急変申告書（就労困難・非自発的失業） <input type="checkbox"/> 診断書のコピー（※1,2）
②	基準日（4月入学：4月1日、10月入学：10月1日）前1年以内において、申請者本人又は生計維持者の一方（又は両方）が <b>失職</b> （非自発的失業（※3）の場合に限る）し、再就職等していない	<input type="checkbox"/> 【様式 A】家計急変申告書（就労困難・非自発的失業） <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証のコピー（第1・3・4面）（※4）

- ※1 診断書には「就労困難な状況が開始した日」及び「就労困難」であること、その期間が半年以上である旨が記載されていることが必要です。
- ※2 前学期の申請時も同様の事由で家計急変申告書を提出している方で、本学期もその事由が継続している場合、前学期に診断書のコピーを提出していれば、本学期の申請時は診断書のコピーの提出を省略できます。（前学期に提出を省略している場合は、本学期に提出が必要です。そのため、1年に1度は診断書の提出が必要になります。）
- ※3 非自発的失業とは、雇用保険受給資格者証（又は雇用保険被保険者離職票）において、次の9つのいずれかの離職理由コードに該当する場合を指します。（コードは2023年時点のもの）  
離職理由コード：「11(1A)」「12(1B)」「21(2A)」「22(2B)」「23(2C)」「31(3A)」「32(3B)」「33(3C)」「34(3D)」
- ※4 雇用保険の受給が終了している場合でも提出が必要です。離職日が基準日前1年以内であって、再就職等していない場合は家計急変申告の対象となりますので、無くさずに保管してください。

## 2-(1) 「所得・課税・控除証明書」について

- 生計維持者の令和4年分所得金額、令和5年度課税額・控除額が記載された、記載省略のない証明書(全項目証明)を市区町村の役場で入手してください
- 「合計所得金額」と「所得控除合計」の2つの金額を申請時に使用します。自治体によっては「所得控除合計」を証明書に記載しない形式で発行している場合があります。できる限りこの金額が記載された証明書の発行を自治体に依頼していただき、それが叶わない場合は、申請者本人で「所得控除合計」の計算が必要となります。
- 住民税非課税の場合、「所得・非課税証明書」等の名称で発行されますので、そちらを提出してください。合計所得金額や控除額が空欄で証明されていない場合でも、非課税であることが証明書から分かれば問題ありません。
- 証明書の名称・様式は市区町村により異なります。  
名称例：「令和5年度(令和4年分)課税証明書」、「2023年度 市民税・県民税 所得・課税・扶養証明書」

収入、所得の種類・金額、住民税非課税・課税の有無、控除の種類・金額等が「\*\*\* (ア列スク)」等で目隠しされている証明書は不可です。

### 所得・課税・控除証明書

令和○年度(令和○年分所得)

SAMPLE

合計所得金額等		課税額等		納税額等	
合計所得金額	1,300,000円	住民税課税額合計	0円	** 以下余白 **	
総所得金額等	1,300,000円	(内) 市民税均等割	0円		
** 以下余白 **		(内) 県民税均等割	0円		
		(内) 市民税所得割	0円		
		(内) 県民税所得割	0円		
		** 以下余白 **			
所得の種類・金額		所得控除の種類・金額		課税標準額の種類・金額	
給与収入	2,200,000円	社会保険料控除	200,000円	課税総所得	0千円
給与所得	1,300,000円	生命保険料控除	0円	** 以下余白 **	
** 以下余白 **		配偶者控除	330,000円		
		扶養控除	1,230,000円		
		基礎控除	430,000円		
		所得控除計	2,190,000円		
		** 以下余白 **			
該当区分等	控除対象配偶者	扶養人数	障害人数	本人該当	
	有 無	特定 老人 他	特別 普通	障害 寡婦 寡夫	
	* -	2人 0人 0人 1人 0人 0人	0人 0人 0人	- - - -	

上記の通り相違ないことを証明します。  
○年 ○月 ○日  
○市長 ○○ ○○○

この2種類の金額が特に重要です。記載の有無を確認してください。「所得控除合計(計)」の記載がない場合は、備考欄等に追記する形で証明ができないか自治体にご確認ください。

### 市区町村で発行される「住民税課税決定通知書(特別徴収額の通知書)」

平成○年度 市民税・県民税 特別徴収税額の通知書(給付)

所得	収入	主たる給与以外の合算所得区分	課税区分
所得控除	医療費	配偶者	扶養
	社会保険料	配偶者特別	老配
	小規模企業共済	基礎	
	生命保険料	所得控除合計	
	損害保険料		
	年金		

NG

### 収入・所得金額、控除の種類・金額等が「\*\*\* (ア列スク)」等で目隠しされている

平成○年中の合計所得金額等

所得金額	住民税課税額合計
給与収入	(内) 市民税均等割
給与所得	(内) 県民税均等割
課税総所得	(内) 市民税所得割
** 以下余白 **	(内) 県民税所得割
** 以下余白 **	** 以下余白 **

所得の種類・金額

給与収入	社会保険料控除
給与所得	生命保険料控除
** 以下余白 **	配偶者控除
** 以下余白 **	扶養控除
** 以下余白 **	基礎控除
** 以下余白 **	所得控除合計

※但し、収入が一切ない場合は証明されない場合がある。  
この場合、住民税非課税が書類からわかればOK

NG

### 課税・非課税であることのみ証明

非課税証明書

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号  
氏名 ○ ○ ○

上記の者は、令和○年度の市民税が非課税であることを証明します。  
但し、○○ △△ の扶養である。

平成○年 ○月 ○日  
○市長 ○○ ○○○

NG

### 家族全員が一枚で証明されて、必要情報が載っていない

氏名	所得内訳			平成○年度 所得金額
	給与収入 給与所得	年金収入 年金所得	その他所得	
信州 太郎	(6,518,410円) 4,672,800円	(0円) 0円	(0円) 0円	(6,518,410円) 4,672,800円
信州 花子	(0円) 0円	(0円) 0円	(0円) 0円	(0円) 0円
信州 大吉	(1,038,800円) 388,800円	(0円) 0円	(0円) 0円	(2,039,170円) 1,099,170円
信州 一郎	(0円) 0円	(0円) 0円	(0円) 0円	(0円) 0円

※家族それぞれの「合計所得金額」と「所得控除合計」の記載があればOK

NG

## 2- (2) 「家計調書」の入力について

学内ポータルサイト **ACSU(握手)** にログインして、**キャンパス情報システム** に入り  
 ⇒ ◆ 学生生活情報 ⇒ 入学料免除・徴収猶予申請 から入力してください。



「入学料免除・徴収猶予申請」をクリックすると、家計調書の入力画面が表示されます。

入力画面イメージ

**合計所得金額・所得控除合計**

申請者本人  
 続納  本人 合計所得金額 0 円 所得控除合計 430,000 円

生計維持者①  
 続納  父 v 合計所得金額 1,300,000 円 所得控除合計 2,190,000 円

生計維持者②  
 続納  母 v 合計所得金額 1,120,000 円 所得控除合計 720,000 円

[登録する]ボタン押下後、次画面で免除願を印刷してください。

### 合計所得金額と所得控除合計について

「所得・課税・控除証明書」を元に**合計所得金額**と**所得控除合計**の金額をそれぞれ入力してください。  
 ※自治体により記載されている位置が異なります。

合計所得金額等	
合計所得金額	1,300,000 円
総所得金額等	1,300,000 円
** 以下余白 **	

  

所得控除の種類・金額	
社会保険料控除	200,000 円
生命保険料控除	0 円
配偶者控除	330,000 円
扶養控除	1,230,000 円
基礎控除	430,000 円
<b>所得控除合計</b>	<b>2,190,000 円</b>
** 以下余白 **	

自治体によっては記載がない場合あり

### 生計維持者について

原則、生計維持者は**父母の2名**です。生計維持者を1名ないしは0名にすることや父母以外の方を生計維持者とすることが可能なのは、p.3の②~⑩に該当する場合のみです。

収入が一切なかった場合、**合計所得金額が空欄**となる場合があります。この場合、証明書から非課税であることが分かれば、「**合計所得金額**」「**所得控除合計**」ともに**0 円**を入力してください。

**所得控除合計**は自治体により言い回しが異なります。  
 (例) 所得控除計、控除合計、所得控除合計金額、合計控除金額、etc.

※**所得控除合計**は、5~6月に職場や自治体から受け取る「令和5年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定通知書」でも確認ができます。

**SAMPLE**

所得控除	扶養親族区分		本人該当区分 (備考)										
	指定	その他	指定	ひとり親	専業主婦	専業主夫	障害者	高齢者	その他	その他	その他	その他	
雑損			障・寡・ひ・勤										
医療費			配偶者										
社会保険料			配偶者特別										
小規模企業共済			扶養										
生命保険料			基礎										
地震保険料			<b>所得控除合計</b>										

この金額を**所得控除合計**欄に入力してください。  
 決定通知書を参照した場合は通知書の**ゴビ二も申請時に提出してください**

**所得・課税・控除証明書に所得控除合計の記載がない**  
**且つ**  
**決定通知書が 発行されていない・紛失してしまった**  
 ↓  
**次ページを参考に、所得控除合計を計算してください**

## 2 - (3) 所得控除合計が「所得・課税・控除証明書」に記載されていない場合

所得控除の種類は以下の15種類です。「所得・課税・控除証明書」に所得控除合計が記載されていない場合は、

**所得控除欄に記載されている各控除金額を足し合わせて、所得控除合計としてください**

- ・基礎控除 ・医療費控除 ・雑損控除 ・社会保険料控除 ・小規模企業共済掛金控除
- ・生命保険料控除 ・地震保険料控除 ・寄付金控除 ・配偶者控除 ・配偶者特別控除
- ・寡婦控除 ・ひとり親控除 ・勤労学生控除 ・障がい者控除 ・扶養控除

※多くの場合、該当する控除のみが証明書に記載されています。

### 〔以下、参考〕「所得・課税・控除証明書」の例とその計算例

#### SAMPLE1

市民税・県民税 課税（所得）証明書

住所	〇〇県〇〇市〇〇		
氏名	〇〇 〇〇		
合計所得金額	¥2,370,000	市民税	所得割 ¥15,000 均等割 ¥4,000
課税標準額	総合所得 ¥275,000 分離所得 ¥0	県民税	所得割 ¥10,000 均等割 ¥3,000
令和〇年分	合計	所得金額の内訳	令和〇年度 年税額 ¥32,000
(給与支払金額)	(¥3,500,000)	以下余白	以下余白
給与所得	¥2,370,000		
以下余白	以下余白		
所得控除額の内訳			
扶養控除	配偶者	特定 1人 (内同居)	¥780,000
	無	0人 (0人)	
	一般	寡婦障害	
	1人	0人 (0人)	
配偶者特別控除	¥210,000	生命保険料控除	¥70,000
雑損控除	¥0	地震保険料控除	¥5,000
医療費控除	¥0	本人控除	¥0
社会保険料控除	¥600,000	基礎控除	¥430,000
小規模企業共済等掛金控除	¥0		
控除額			
分離課税所得の特別控除	¥0	繰越控除	¥0
備考	この控除は所得控除ではありません		

★SAMPLE1 に似た証明書を発行している自治体★

深川市、七戸町、石巻市、横手市、酒田市、南相馬市、川越市、川口市、習志野市、小田原市、秦野市、燕市、美濃加茂市、坂祝町、西尾市、高浜市、熊野市、大東市、三木市、新見市、備前市、宿毛市など

「所得控除合計」は記載なし  
各控除の金額はそれぞれ記載があるので足せば OK !

左記証明書の場合の所得控除合計は…  
210,000 + 600,000 + 780,000 + 70,000  
+ 5,000 + 430,000 = **2,095,000 円**

「扶養」「扶養親族障害」の合算金額になっています。

「本人障害」「寡婦」「ひとり親」「勤労学生」に該当すれば『本人控除』欄に金額が入ります。

#### SAMPLE2

住民税課税（所得）証明

住所	〇〇県〇〇市〇〇		
氏名	〇〇 〇〇		
生年月日	昭和〇年〇月〇日	生別	〇
		行政区	〇
令和〇年分 所得		所得控除の内訳	
種類	金額	雑損控除	260,000円
給与所得（調整控除後）	1,320,000円	医療費控除	
公的年金等所得	300,000円	社会保険料控除	400,000円
		小規模企業共済等掛金控除	
		生命保険料控除	100,000円
(給与収入)	2,000,000円	地震保険料控除	
(公的年金等収入)	300,000円	寄付金控除	450,000円
合計所得金額	1,620,000円	障害者控除	430,000円
		老年者控除	

★SAMPLE2 に似た証明書を発行している自治体★

伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村など

「所得控除合計」は記載なし  
各控除の金額はそれぞれ記載があるので足せば OK !

上記証明書の場合の所得控除合計は…  
400,000 + 100,000 + 260,000 +  
450,000 + 430,000 = **1,640,000 円**



▼ < 以下、続き > 所得控除合計が「所得・課税・控除証明書」に記載されていない場合

**SAMPLE3** 市県民税 課税証明書

住所 ○○県○○市○○  
氏名 ○○ ○○

令和○年度  
令和○年度 所得金額の合計 3,960,000 円

市民税 所得割額 76,800 円  
市民税 均等割額 3,500 円  
県民税 所得割額 51,200 円  
市民税 均等割額 2,500 円

所得の種類 金額  
給与所得(所得金額調整控除後) 3,960,000 円  
(給与収入金額) 5,500,000 円

所得控除の種類 金額  
社会保険料控除 900,000 円  
人的控除 1,110,000 円  
基礎控除 430,000 円

人的控除内訳欄で該当する各種所得控除の合算金額が『人的控除』欄に記載される

該当のない控除は記載されない。

「所得控除合計」は記載なし  
各控除の金額はそれぞれ記載があるので足せば OK!

上記証明書の場合の所得控除合計は…  
 $900,000 + 1,110,000 + 430,000 = \underline{2,440,000 \text{ 円}}$

**【注意】** 自治体によっては、各控除金額を足すだけでは「所得控除合計」とならないケースあり・・・

(控除の該当可否のみ記載され、金額が記載されていない)

>> この場合は、該当する控除の種類から、その控除額を個別に導く必要があります。

**SAMPLE4** 所得課税証明書 (控除の内訳記載あり)

年度区分 令和○年度(令和○年分)  
住所 ○○県○○市○○  
氏名 ○○ ○○

給与所得 ¥3,160,000  
以下余白  
所得の種類  
「合計所得金額」

所得控除  
雑損 ¥0  
医療費 ¥0  
社会保険料 ¥400,000  
小規模共済掛金 ¥0  
生命保険料 ¥80,000  
地震保険料 ¥0  
寄付金 ¥0

配偶者控除  
特別控除額  
扶養  
寡、ひ、勤  
本人障害  
扶養障害

控除額早見

基礎控除	所得	2400万以下	2400~2450万以下	2450~2500万以下	2500万~
		430,000	290,000	150,000	0
配偶者控除	所得	900万以下	900~950万以下	950~1000万以下	1000万~
	一般(69歳未満)	330,000	220,000	110,000	0
	老人(70歳以上)	380,000	260,000	130,000	0
扶養	特定	450,000	330,000		
	同居老人	450,000	380,000		
寡、ひ、勤	寡婦	260,000	300,000		
	ひとり親	260,000	260,000		
本人障害	特別障害者	300,000	260,000		
	障害者	300,000	260,000		
扶養障害	同居特別障害	530,000	300,000		
	特別障害者	530,000	260,000		
	障害者		260,000		

「所得控除合計」は記載なし  
さらに・・・  
①「基礎控除」の金額記載なし  
②「配偶者控除」の金額記載なし  
③「扶養控除」の金額記載なし  
④「寡婦」「ひとり親」「勤労学生」の金額記載なし  
⑤「障害控除」の金額記載なし  
記載の金額を足すだけでは所得控除合計にはならない

詳しくは次のページを参照(計算例もあり)

▼ < 以下、続き > 所得控除合計が「所得・課税・控除証明書」に記載されていない場合

▼ 「所得・課税・控除証明書」に個別の控除金額が記載されていない場合 ▼

個別の控除金額の記載がない可能性のある控除は「基礎控除」「配偶者控除」「寡婦控除」「ひとり親控除」「勤労学生控除」「障害控除」「扶養控除」のいずれかになります。該当の可否が証明書に記載されています。

① 「基礎控除」の金額が記載されていない場合

基礎控除は、ほぼ全員につく控除です。

合計所得金額で金額が変わりますが、基本的に43万円控除となります。

合計所得金額	<b>基礎控除額</b>
2,400万円以下	<b>430,000円</b>

② 「配偶者控除」の金額が記載されていない場合

控除対象配偶者欄に「\*」や「有」などの記載がある方が対象です。

合計所得金額と配偶者の年齢で金額が変わります。

合計所得金額	<b>配偶者控除額</b>	
	一般 (69歳未満)	老人 (70歳以上)
900万円以下	<b>330,000円</b>	380,000円

記載例①	配偶者控除	一般 有	老人 無	記載例②	該当区分等	控除対象配偶者		
	配偶者特別控除額	0円				有	老人	無
						*	-	-

上例の場合、所得が900万円以下であれば33万円控除  
(※配偶者控除と配偶者特別控除は別物です)

③ 「寡婦控除」「ひとり親控除」「勤労学生控除」の金額が記載されていない場合

寡婦、ひとり親、勤労学生欄に「\*」や「有」などの記載がある方が対象です。

	<b>控除額</b>
<b>寡婦控除</b>	260,000円
<b>ひとり親控除</b>	300,000円
<b>勤労学生控除</b>	260,000円

本人該当				
特別障害	その他障害	寡婦	ひとり親	勤労学生
			*	

寡、ひ、勤	ひとり親該当
-------	--------

上例の場合、ひとり親に該当するため30万円控除

④ 「障がい控除」の金額が記載されていない場合

本人障がいの場合、本人障がい欄に「\*」や「有」などの記載がある方、扶養親族障がいの場合、区分毎に人数が記載されている方が対象です。

障がい区分	<b>障がい者控除額</b>	
	本人	扶養親族(1人あたり)
(普通)障がい	260,000円	260,000円
特別障がい	300,000円	300,000円
同居特別障がい	-	530,000円

本人障害	特障		普障	
	無	有	有	有
扶養障害	同特 0人	特障 2人	同特 0人	普障 0人

上例の場合、本人障害で26万円と扶養親族の特別障害2人で60万円、計86万円控除

⑤ 「扶養控除」の金額が記載されていない場合

扶養親族欄に区分毎の人数が記載されている方が対象です。

扶養区分	<b>扶養控除額(1人あたり)</b>
一般(その他)	330,000円
特定	450,000円
老人(同居)	450,000円
老人(同居以外)	380,000円
16歳未満	0円

扶養	特定	その他	同老:老人(同居) 老人:老人(同居以外)
	2人	1人	
	同老	老人	
	0人	0人	

上例の場合、特定扶養2人で90万円と一般扶養1人で33万円、計123万円控除

p.8のSAMPLE4の場合の所得控除合計は…

- ① 所得2400万円以下 ⇒ **430,000円**
- ② 一般配偶者控除「有」+所得900万円以下 ⇒ **330,000円**
- ③ その他1人、同居老人1人 ⇒ **780,000円**
- ④ 該当なし ⇒ **0円**
- ⑤ 本人普通障害+同居特別障害1人 ⇒ **790,000円**

所得控除合計 =

$$400,000 + 80,000 + ① 430,000 + ② 330,000 + ③ 780,000 + ⑤ 790,000 = \underline{\underline{2,810,000円}}$$

(参考) SAMPLE1~4以外で「所得控除合計」の記載がない証明書を発行している自治体の一例

江戸川区、板橋区、上越市、妙高市、富山市、白山市、七尾市、内灘町、豊田市、京都市など

SAMPLE1~4等を参考に計算してください

### 3. STEP2の申請書類の提出先（問い合わせ先）・提出方法について

提出先	松本キャンパス (全学部1年次生含む)	信州大学 学生総合支援センター 免除担当 〒390-8621 松本市旭 3-1-1 TEL: 0263-37-2199
	長野(教育)キャンパス	信州大学教育学部 学務係 〒380-8544 長野市西長野 6 の口 TEL: 026-238-4056
	長野(工学)キャンパス	信州大学工学部 学務係 〒380-8553 長野市若里 4-17-1 TEL:026-269-5135
	伊那キャンパス	信州大学農学部 学務グループ 〒399-4598 上伊那郡南箕輪村 8304 TEL: 0265-77-1447
	上田キャンパス	信州大学繊維学部 学務グループ 〒386-8567 上田市常田 3-15-1 TEL: 0268-21-5311

提出方法	窓口持参	受付の際、申請書類をチェックしながら家庭状況や収入状況について面談により確認しますので、 <u>学生本人が直接持参</u> してください。 遠方等でやむを得ず持参できない場合は、郵送での提出を認めます。
	郵送提出	<u>遠方等やむを得ず持参できない場合は</u> 、レターパックライト（郵便局や一部コンビニエンスストアで購入できます）で提出期間内（必着）に所属キャンパスの提出先まで送ってください。レターパックライトの表の「品名」に必ず「 <b>授業料免除申請書類</b> 」と朱書きしてください。 到着確認のためのお問い合わせはご遠慮ください。「郵便追跡サービス」にて配達状況を確認してください。不備がある場合はメールや電話で学生へ連絡します。必ず大学メールや着信履歴をご確認ください。

### 4. 選考結果及び支払期限について

選考結果の告知日（予定）	支払期限
2024年7月上旬	徴収猶予許可者：2024年9月30日 徴収猶予不許可者：結果告知日から2週間以内

- 選考結果の通知書は窓口で直接お渡しいたします。申請者にはメール等で受け取りに関する連絡をいたします。
- 徴収猶予を許可されなかった方は、その決定があった日から起算して14日以内に入学料を納入してください。徴収猶予を許可された方は、2024年9月30日（月）までに入学料を納入してください。
- 期限までに入学料を納入しなかった場合は、除籍になります。

### 5. 注意事項

- 選考の決定がされるまでの間は、入学料の納付を猶予します。結果が判明する前に入学料を納付した場合は、申請を取り下げたものとみなします。納付していただいた入学料はお返しできません。
- 申請の内容を確認するため、提出書類一覧以外に別途書類の提出をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。
- 提出された書類の返却・貸出し等はできませんので、書類は提出前に自身でコピーをとり、内容確認や他の申請等に利用できるようにしてください。
- 提出書類は、入学料免除等業務のために利用するものであり、他の目的には使用いたしません。
- 不明な点、特殊事情等がありましたら、早めにご相談ください。
- 連絡が速やかにとれるよう、提出先及び学生総合支援センターの電話番号を携帯電話に登録しておいてください。電話に出られなかった場合は、折り返し電話をしてもらうか、担当窓口に来てください。